

新見市立新砥小学校 いじめ問題対策基本方針

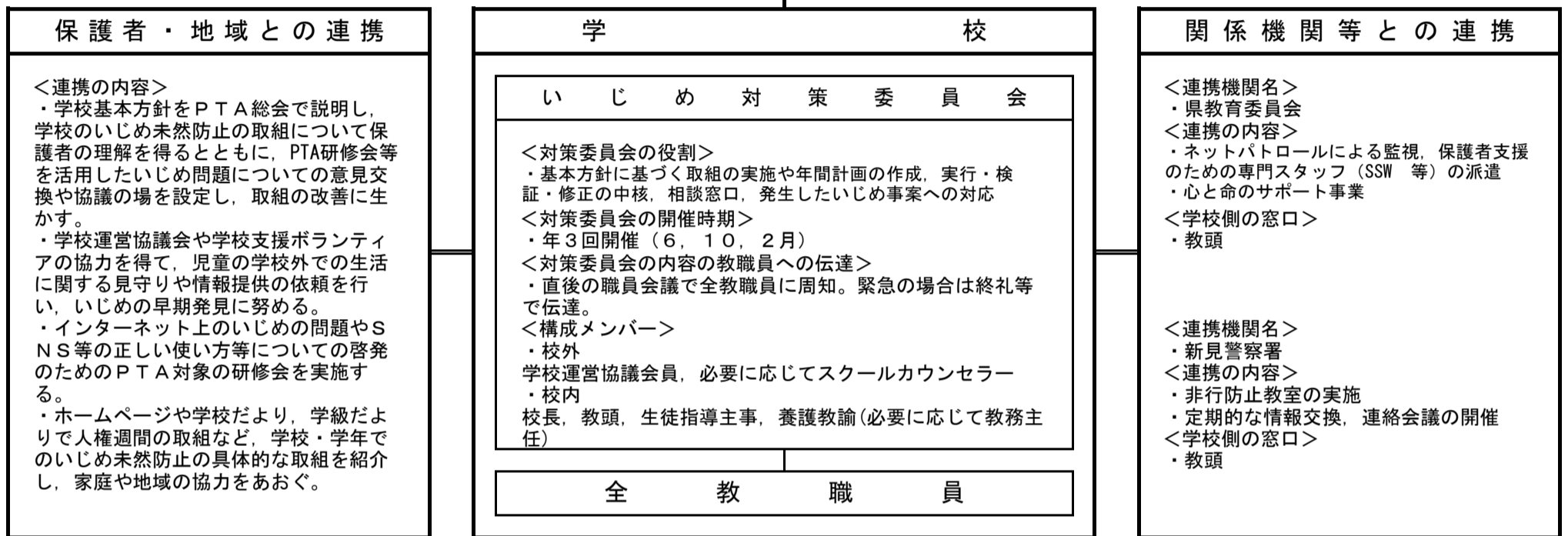
令和2年4月 策定

いじめに関する現状と課題

・昨年度のいじめ認知件数は2件である。早期発見、早期対応を日頃から心掛け、担任、生徒指導主事、管理職を含めた学校全体でチームとなって生徒指導に当たった。児童や保護者からの「言われて嫌だった。辛かった。」との訴えを受けると、すぐに情報共有をして連携を図り、対象児童への対応、保護者への対応、全体への指導と繋げていった。その結果、相手を思いやる心が少しずつ育まれ、トラブルが起きても、その後どのように行動すればよいか、自ら考え、実行する力も身につけてきている。今年度も、児童が発するわずかな情報も見逃さず、継続して積極的な生徒指導を心がけ、好ましい人間関係づくりに視点を当てた指導支援が必要であると考えている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、管理職以外にも、生徒指導主事など学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
 ・全教育活動を通じて、いじめの未然防止のための人権意識の高揚や、自尊感情を高め、他者を思いやる心情の伸長を図る。
 ・日頃から児童一人一人の内面に迫ることができるよう信頼関係づくりに努め、児童対象の定期的な教育相談期間を設ける。



学 校 が 実 施 す る 取 組

①	いじめの防止	<p>◎自尊感情の育成及び他を思いやる心の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳、学級活動等の時間において、児童が自分を振り返り、自分のよさを認め、自信をもって学習や学校生活に臨むことができるようにする。さらに他者のよさについても気づき、互いの個性を尊重しようとする心情と態度を育てる。 ・年間1回以上の道徳の授業公開を実施する。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教員研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止、早期発見に係る研修を行う。 ○児童会活動 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて考える週間において児童会主催の、児童自らが考え企画する集会活動を行う。 ○居場所づくり <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、児童一人一人が活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学級・学校づくりを進める。
②	早期発見	<p>◎定期的なアンケート調査等の実施による実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握のためのアンケートを実施し、年2回の個別の教育相談を行う。また、保護者個別懇談を活用し、児童の生活の様子を十分把握して、いじめの早期発見を図る。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・相談担当の教職員を児童に周知すると同時に、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談しだりできるような体制を整える。 ○情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の終礼時での気になる児童の報告や職員会議に「児童理解」の場を設け、全教職員が児童の情報について共有する。 ○家庭への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・積極的ないじめの認知につながるように、夏季休業前や人権週間等を利用して、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを紹介し、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③	いじめへの対処	<p>◎教職員の組織的な対応と関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの発見・通報があった場合には、組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、速やかに対応する。また、教育委員会へ報告をし、状況に応じて警察等関係機関へ相談する。 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめの有無の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 ○いじめを受けた児童への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談等によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及び保護者に対して支援を行う。 ○いじめた児童への指導 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切且つ毅然と対処するとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係が育まれるように指導を行う。